階前置主義のうち、

目の異議申立前置主義が廃

止され、処分に不服がある

直接審査請求できる

正後は、このいわゆる2段

(国通法75、115)。改

2.異議申立前置主義の廃止

日本税務会計学会

平成25年9月 月次研究会

はじめに

国税不服申立制度の見直し

手続に関して、行政不服審 制改正の大綱では、国税及 議決定された平成26年度税 改正大綱及び同月24日に閣 び地方税に関する不服申立 公表された平成26年度税制

期間が処分又は裁決があっ

改正され、取消訴訟の出訴

たことを知った日から6か

昨年12月12日に与党より を検討することとする。 について、その内容と意義 改正案が示されている。 に具体的に記載された項目 査法の見直しに伴う大幅な 本稿では、字数の関係か 国税に限定して、大綱

ら、国税不服審判所長に対 かかる異議決定を経てか では、処分に不服がある者 とができることとされてい を経て裁判所に出訴すると ならず、さらにかかる裁決 例外を除き、原則として、 は、青色申告者等の一部の して審査請求をしなければ に対して異議申立てをし、 まず、税務署長等の処分庁 現行の国税不服申立制度 改正は意義ぶかい。 審査請求できることとする ぱら法解釈について争いた 則法の改正によって、すべ 景には、平成23年の国税通 処分の見直しは期待しづら い場合など、処分庁による るものと考えられる。もっ れていることが影響してい 付記が実施されることとさ いケースもあるので、直接 ての納税者に処分時の理由

対して"税務調査のやり直 称)」に名称が改められ は、「再調査の請求(仮 前段階の「異議申立て」 る。この名称は、納税者に し』というイメージを与え また、現行の審査請求の の主張を整理するだけでな (審査請求人、原処分庁)

国税審判官は、

. 両当事者

務行政においても、

閲覧権

ことになる。この改正の背

職権で自ら事実関係を

待される

が国会に提出されたもの れ、平成20年には改正法

改正実現が期待される。

られるようになることが期

と併せて広く謄写権も認め

丈 [神田] 誤解を与えないよう、救済 の選択制とされることも踏 まえれば、納税者に対して かねないので、審査請求と

> 知徹底するなどの行政庁の 運営上の整備が必要である 制度としての位置づけを周

申立期間は (国通法77①) 成16年に行政事件訴訟法が 3月以内に延長される。 平 2月以内とされている不服 ことを知った日の翌日から にとどまっている。

見直されない

写の請求権の拡充 4 審理関係人による物件の閲覧及び謄

されたこととの平仄の問題

(改正前3か月) に延長

料が加えられるとともに、 求権の主体に原処分庁も加 謄写を求めることも可能と り、この閲覧請求権の対象 ⑤)。この度の改正によ 他の物件の閲覧請求権を認 なる。また、閲覧・謄写請 めている(国通法96、109 庁から提出された書類その び参加人に対して、原処分 に担当審判官の職権収集資 現行法は、審査請求人及 う意味で、もちろん有意義 の閲覧資料を書き写してい されることは、審理の透明 調査することもできるの 求人の利便性に資するとい る現状からすれば、審査請 ることは、複雑難解な税務 して有意義である。 性や公正性に資するものと 資料が閲覧・謄写の対象と で、国税審判官の職権収集 であるが、今後、 また、謄写権が規定され 一般の税

3 不服申立期間の延長 現行法上、処分があった もあるが、この度の改正で は、国民の権利利益の救済

月以内)(国通法77②) は 内という比較的小幅な延長 ランスの観点から、3月以 と法律関係の早期安定のバ 定)後の審査請求期間(1 (改正後は再調査の請求決 なお、現行の異議決定

り、当該口頭意見陳述にお

税庁長官の法令解釈と異な きの手続につき規定する る解釈による裁決又は重要 な先例となる裁決をすると 現行国税通則法第99条 国税不服審判所長が国

が、同条の改正により、国

理手続の計画的遂行等の手続規定の整備 審査請求人の処分庁に対する質問、審

①、この度の改正によ るが(国通法8日、 ればならないこととしてい きは、その機会を与えなけ 見陳述の申立てがあったと 現行法は、 審査請求人から口頭意 担当審判官 ることとなる。これは、

庁に対する質問が認められ いて、審査請求人の原処分 うとするものである。 審性の観点から、 定が整備される。 計画的遂行等に係る手続規 整理するための審理手続の について審理事項・手順を る観点から、複雑な事件等 人の手続保障の充実を図ろ また、審理の迅速化を図 審査請求

国税通則法第99条の改正

長に対する指示が廃止され 税庁長官の国税不服審判所 判所の国税庁からの独立性 を相当と認める一定の場合 を除き、国税不服審判所長 が国税不服審判所長の意見 を高めるものとして評価す いこととなる。(下図参照) いて裁決しなければならな は国税審議会の議決に基づ

施行・適用日

改正後は、国税庁長官

ることができる。

ので(総務省「行政不服審 国税通則法第99条の改正を から2年以内とされている 管の総務省によれば、成立 不服審査法の施行は、 ととされている。改正行政 の施行の日から適用すると 除き、改正行政不服審査法 11制度の見直し方針(概要) 大綱では、上記の改正は 法所 の定めのない限り、平成26 26年度税制改正法案に含ま るものと思われる。国税通 成28年から新制度に移行す 年4月1日施行である。 れることとなるので、別段 則法第99条の改正は、平成 (平成25年6月)1頁。)、

この改正は、国税不服審

おわりに

れている行政不服審査法の ることにより結実するもの して国税通則法が改正され ある。行政不服審査法の S正に伴う整備法の一つと 正は、平成18年頃から総 省において検討がはじめ 通常国会で審議が予定さ 法第99条の改正を除き、 この度の改正は、国税通 の翌年夏の衆議院解散によ 審査法及び整備法の早期の 間にわたる検討の成果とし り廃案となり、その後2度 うに基本的に評価に値する ているものである。 正内容である。行政不服 政権交代を経て紆余曲折 本稿で確認してきたよ 漸く実現に至ろうと 長期

国棁通則法第99条の改止(イメージ) ≪現行法≫ ≪改正後≫ 国税審議会 国税審議会 _ 答申 (議決) 諸問 諸問 諸問 国税庁長官 答申 (議決) (答申 (議決) 申出 指示 国税不服 国税不服 通知 国税庁長官 審判所長 審判所長 ※国税庁長官の指示に基づき ※国税審議会の議決に基づき ※国税審議会の議決に基づき 通達の改正等。